

## 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会要点記録

○開会日時 令和2年7月15日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1番	佐藤周君	2番	鳥居康子君
3番	杉本一彦君	4番	井戸清司君
5番	佐藤龍彦君	6番	鈴木絢子君
7番	浅田良弘君		

○出席議員 10名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	仲田佳正君	議員	石島茂雄君
〃	大川勝弘君	〃	重岡秀子君
〃	杉本憲也君	〃	篠原峰子君
〃	長沢正君	〃	宮崎雅薫君

○説明のため出席した者 11名

企画部長	杉本仁君
同企画課長	小川真弘君
同情報政策課長	稲葉信洋君
理事	奥山貴弘君
危機管理部長兼危機管理監	近持剛史君
同危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
健康福祉部長	松下義己君
同社会福祉課長	稲葉祐人君
同高齢者福祉課長	齋藤修君
同子育て支援課長	石井弘樹君
同健康推進課長	大川貴生君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 提言への対応状況等について（当局による報告）
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応について
- 3 その他
  - (1) 次回開催日程について
  - (2) その他

---

#### ○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第1、提言への対応状況等についてを議題とする。

本議題については、去る6月3日、本委員会の成果物として取りまとめ、議会から当局に対し提言をした事項について、その対応状況等の報告を求めることで、議会と当局の情報共有及び認識の共有を図るものである。

報告は部ごとに行い、まず、当局からの報告を受けた後、これに対する質疑を行うこととし、本日については、企画部、危機管理部及び健康福祉部の順に、3つの部から報告を受けることとする。

なお、報告については、情報共有等を目的としており、決定行為を行うものではないので、質疑に当たっては、その内容の確認にとどめるなどご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

それでは、順次、当局の説明を求める。まず、企画部の報告を求める。

○企画部長（杉本 仁君）新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の提言について、当局から対応状況等の説明をさせていただく。まず、企画部から提言の3ページに記載してある「企画・危機管理に係る事項について」の「(2) ウェブ会議等の実施に向けた環境整備の推進について」、「(3) テレワークやオンライン学習・授業等を踏まえた、時代の流れや生活様式に合った移住定住施策の展開について」、担当課長から説明する。

○情報政策課長（稲葉信洋君）「(2) ウェブ会議等の実施に向けた環境整備の推進について」説明させていただく。

令和2年4月以降のウェブ会議の利用実績としては、情報政策課管理のカメラ・マイク内蔵のパソコンを使用し、情報政策課事務室の隣にあるOA室において、秘書課、情報政策課、高齢者福祉課、都市計画課などが、ウェブ会議を実施した。

内容については、県との会議、研修、計画策定に向けての学識経験者との打合せなどである。

提言いただいている、市役所庁舎内の関係各部署においてウェブ会議の実施に向けた環境整備の推進については、カメラ・マイク内蔵のパソコンの保有が1台のみであったため、外付け

のカメラ・マイクを新たに10台購入し、各課においても設定を行い、インターネットに接続しているパソコンに外付けのカメラ・マイクを取り付けることによりウェブ会議が開催できるよう環境整備を実施した。

また、今後についても、必要に応じて外付けのカメラ・マイクの追加購入など環境整備の推進を図ってまいりたいと考えている。

ここに現物をお持ちしたが、これが外付けのカメラ・マイクである。イメージとしては、これを10台購入し、パソコンの画面上部に取り付けるような形で使用する。

以上である。

○**企画課長**（小川真弘君）続いて、「テレワークやオンライン学習・授業等を踏まえた、時代の流れや生活様式に合った移住定住施策の展開について」説明をさせていただく。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、首都圏や都市部に住む方々にとって、感染リスクの高い密集した都市部から、感染リスクの低い地方への移住について検討する機会につながったものと考えており、首都圏へ通勤する方々にとっても、テレワーク等を通じて、ワークライフバランスを見つめ直す機会につながったのではないかと考えているところである。

このような状況から、地方へ移住を希望する旨の需要が高まってくることが考えられ、今後予定されている、移住希望者向けのホームページの作成に当たり、効果的な発信ができるよう内容を研究するとともに、オンラインによる移住相談会への参加にあわせ、移住相談を随時受け付けることができるよう準備を進めることにより、新たな生活様式に即した相談体制の構築を進めていきたいと考えている。

現状のコロナ禍において、積極的に事業を実施できるまでには、まだ少し時間がかかるものと認識しているが、提言いただいたとおり、移住定住施策を改めて推進する機会と捉え、首都圏から近いリゾート地であるという本市の特性を生かしつつ、オンライン等を使った新しい生活様式も取り入れながら、新たな価値や可能性を見出すことができるものと考えている。

○**委員長**（井戸清司君）これより質疑に入る。発言を許す。

○**2番**（鳥居康子君）ウェブ会議の環境整備の関係なのだが、今までは1台あってオンライン会議ができるような状況であるのご説明があったと思うが、それと後づけで10台ということであったと思うが、1台では足りないという現状があって、急遽、用意したということで、打合せとかやらなければならなかったことが、間に合わなかったということはなく、後づけで対応が間に合ったという解釈でよいか。

○**情報政策課長**（稲葉信洋君）委員から話があったとおり、今現在の運用としては1台で足りていた。会議がたまたま重ならなかったということもあるが、今までの運用では1台で十分であった。会議をやってみると、意外とカメラとマイクで、マイク部分が周囲の音をかなり拾うの

で、オープフロアの中でやっていくのは実際難しいのではないかとということがあって、そういう面もあって、6階のO A室で閉じた部屋の中でやっているという状況である。

ただ、今後、需要が増えてくると思われるので、各課のほうでもできるようにと今回購入して、たまたま今までは時間が重ならなかったのだが、同じ時間帯に会議が重なることもあるだろうということで、これが税込み1台3,850円で購入できるので、予備を含め、今回10台購入するという事になった。

○2番（鳥居康子君）県や広域の会議がこのウェブ会議ということであったと思うが、市内でこういうウェブ会議、庁舎で今までやっていたことが、こういう形で結構できるということで、学識経験者とかいろいろ、庁舎内にいない人に来ていただくということがこの会議の本来だが、各家庭と役所でということが、やられるようなことは考えられるのか。

○情報政策課長（稲葉信洋君）今後、コロナがさらに広まっていくという事態も生じると考えている。実際、新図書館の基本構想の策定についても、大会議室を使ってできるかという実証実験まではやったのだが、今回は、会議そのものを見送ってやらなかったということになったが、今後、必要に応じてそういう場面も出てくるかと考えている。

以上である。

○1番（佐藤 周君）先ほどのご説明の確認なのだが、私たちがいる議員控室にはWi-Fiが整備されていて、自分の持ってきたスマホでもノートパソコンでもネットにつなげることができるのだが、庁舎の中は、ネットにつながっている端末にカメラをつけてと話をされていたから、自由にそれぞれがネットにつなげられる環境にはないということによろしいのか。各部に1台ずつあるのか。フロアに1台なのか。その辺を具体的に教えてほしい。

○情報政策課長（稲葉信洋君）事務用としてのWi-Fi環境は整備していない。

○1番（佐藤 周君）そうすると、フロアにネットにつながる端末は何台あるのか。部に1台あるとか、そのあたりはどうか。

○情報政策課長（稲葉信洋君）インターネット系の配線自体は各課に配線されている。

○2番（鳥居康子君）移住施策として課長から、これからの取組だと思うが、ホームページでもう少し積極的な移住定住施策と、オンラインで紹介ができるようなそういうメニューを用意するという事で、これは本当にこれからのことだと思うが、時期的にどれくらいのタイミングでやるのか、そういうスケジュールはあるか。

○企画課長（小川真弘君）ホームページについては、8月中にプロポーザルをやって業者の選定をしたいということで今進めているところである。ただ、公開時期については、業者が決まっただけからの調整になるので、今の段階ではいつごろホームページが立ち上がるかということについては、明言できる状態にはない。

また、オンラインで移住相談を受け付けるということについては、研究しているところなので、できるだけ早い段階で軌道に乗せたいとは思いますが、もう少し研究に時間を要するものと思う。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

以上で企画部の報告を終わる。

次に、危機管理部の報告を求める。

○危機管理部長（近持剛史君）まず、「企画・危機管理に係る事項について」の「(1) コロナ禍における避難所等の運営マニュアルの整備について」説明をさせていただく。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、3密の防止や衛生管理、避難者の健康管理など感染症対策に万全を期すことが大変重要であると考えている。

本市においても、避難所の感染症対策に対応するため、この6月に、国からの指針を参考に新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを改定している。

具体的な内容としては、従来、各地域のコミュニティセンターや生涯学習センターを避難所として開設していたが、3密になることを防止する観点から、小・中学校の体育館等の広い空間を確保できる施設に変更している。

また、避難所の過密状態を防止するため、在宅避難や親族・友人宅などへの避難の検討など、避難所に集中させない分散避難が新型コロナウイルス感染拡大防止対策として有効であることから、広報いとうや市ホームページ、メールマガジン、テレビプッシュ等でその旨の周知を図っている。

避難所の運営においては、避難者受入れの際に保健師による事前問診で検温や健康状態を確認し、健康管理をしっかりと行うとともに、手洗い、咳エチケットの徹底や十分な換気、飛沫感染を避けるためのパーテーションや簡易テントの設置など避難所の衛生環境の確保を図っていく。

さらに、発熱や咳等の症状が出た避難者の専用スペースの確保や非接触体温計、アルコール消毒液などの感染症対策物品を各避難所に整備し衛生管理を徹底することで、感染拡大防止を図っていく。

なお、6月11日には、支部員や保健師などの市職員による新型コロナウイルス感染症を踏まえたマニュアルに基づいた避難所運営訓練を行っている。

今後については、これから台風など風水害の危険が高まる時期を迎えるため、7月22日に

2回目の感染症に対応した避難所運営訓練を実施する予定である。

続いて、15ページ「6 その他事項について」の「(4) 感染者確認時の情報発信のあり方について」説明させていただく。

本市において感染者が確認された場合には、手順等の一連の流れをマニュアル化している。まず、感染者発生時には、県のプレスリリース——こちらは大体午後3時頃になるが、これに合わせ、市も同様の内容をメルマガで配信し、その後、県の報道記者発表——大体午後5時頃となっているが、その記者会見が終わった後に、速やかにメルマガの発信をし、市のホームページへの掲載を行うこととしている。

感染者の情報については、県の健康福祉部疾病対策課の内容にそのままリンクし、正確な情報発信に努めている。

また、SNS等における感染者等への誹謗中傷や差別的な書き込みの防止策については、偏見や差別等をやめるようにという内容の文章を5月25日から掲載し、注意喚起を行っている。さらに、メルマガにおいても誹謗中傷等の防止に関する注意喚起を定期的に行っている。

今後についても、まだ、感染が終息しないので、誹謗中傷等の情報モラルの啓発等の発信については、このまま引き続き行っていきたいと考えている。

以上である。

- 委員長**（井戸清司君）これより質疑に入る。発言を許す。
- 3番**（杉本一彦君）今、避難所についての話を伺った。九州を中心に、全国でも非常に強い雨で被害が発生しているのを見ていて、テレビでの報道を見ると、この前線がもう少し下がっていて伊豆半島にあれだけの雨が降って、昔の狩野川台風のときの寺田川の惨状とか資料を見ると、伊東市は実際にこのコロナ禍において、ただでさえ避難所については不安もあるのに、コロナ禍で大丈夫なのかという不安があるわけだが、市街地だと、市役所とかふれあいセンターとかを開設すると思うが、3密を防ぐために体育館とか広い避難所を開設しなければいけないわけだが、開くということは、そこでその後の避難生活のための準備をする必要がある。まずは一次避難が可能なのか、次にそこでの生活のことであるが、備蓄品なんかも考えていかなければならないし、その辺の具体的な避難所の整備というか、その進捗状況や計画はどうなっているか。
- 危機対策課長**（吉崎恭之君）まず、先ほど部長からも説明させていただいたとおり、避難所に関しては、収容人数ということでキャパをできるだけ多くとりたいので、体育館を避難所として開設する計画を立てている。現在、11施設を開設する予定があって、平時であるとその11施設で受け入れられる避難者の数は3,170人受け入れられる。ただ、コロナのことを考えると、密を避け、ソーシャルディスタンスということを考慮し、2mくらいの間隔をあける

とすると、2, 600人ぐらいが避難可能であると試算しているところである。去年の台風19号の時に、多くの方が避難されたが、そのときの人数が1, 100人ぐらいであったので、その倍ぐらいの数は受け入れられるものと考えている。

後、備蓄する食料等の関係についてだが、台風であっても地震であっても、同じように食料は使えるので、今は10万食のアルファ米を備蓄しているので、台風であってもそれを流用できると思っている。

以上である。

○3番（杉本一彦君）平時の避難所の備蓄品については、食料とかそういった話になると思うが、コロナ禍における避難所の備蓄品としては、新たに考えられるものもあると思うのだが、そのあたりの備蓄品はどうか。

○危機対策課長（吉崎恭之君）感染症対策ということで、まず、受付で使うものとして、非接触式の体温計を各避難所に整備できるように体制をとっている。それ以外にも、マスクについては、現時点で2万枚の備蓄がある。さらに、今後、様子を見ながらになるが、必要があれば1万枚、2万枚という形で買い足すような予算を計上していく。それから、ビニール手袋、アルコール消毒液、ハンドソープ、それから避難所の運営に当たるスタッフ用のものであるが、フェイスシールド、ペーパータオル、ワンタッチパーテーション——これは区切るための間仕切りなのだが、伊東市の方針としては、例えば受付で発熱が確認されたとか、少しコロナの可能性があるのではないかとか、そういう方がいた場合には、言葉はよくないかも知れないが、隔離をするということで、その方のいる場所にワンタッチパーテーションを使っていきたいと考えている。後、その方が間仕切りのところに移動するための動線を確保するというので、養生テープを使えたらと思う。

長期化するということになると、個人に対しても、間仕切りのようなものが必要になるということで、そういったところには避難生活用のテントも備蓄しているので、テントを体育館の中で使うとか、そういうこともできるのかと考えている。

以上である。

○3番（杉本一彦君）コロナ対策として3密を防ぐために開く避難所が体育館のような広いところになると、それはわかった。コミセンとか市役所だと、この夏場の暑いとき避難するということに、空調が整っているので、高齢者とか、気温とかで体調を壊す方も少なくないと思うのだが、市内の体育館にはほとんどそういう空調設備等が設置されていない。これまでの議会での質問の中で、これからやっていくような方向性は聞いているが、費用もかなりかかるので、そういうものと照らし合わせながら進めていきたいという話は聞いているのだが、全国のああいいうニュースを見ていると、それほど悠長なことも言っていない状況であって、やはり中

心となるような大きなところについては、空調関係の整備も本腰を入れてやっていかなければいけないと思うが、そのあたりはどうか。

- 危機対策課長**（吉崎恭之君）委員がおっしゃるとおり、熱中症対策というのは非常に難しいところがあって、コロナのことでいうと換気が必要となるが、台風が来ているときには、なかなか窓を開けることも難しいと思う。現時点でどういう対応ができるのかということになると、少し雨風弱いとき、何時間に1回ということで窓を3分の1くらい開けるとか、そういった対応しかできないのかと思う。

熱中症対策については、やはり水分をできるだけとっていただくとか、そういうことを呼びかける、現時点では、そういう対応しか難しいのかと考えている。

以上である。

- 3番**（杉本一彦君）いろいろそういったことも検討していただいて、早めに進めていただきたいと思う。

最後にもう一点、今、伊東市内ではそれほど多く感染者も確認されていないので、濃厚接触者もそれほど多くはないのかと思うが、少しずつ少しずつ経済活動を回していくにつれて感染者は増えているが、実際に災害があって避難をすることになったというときに、体温計で計測して発熱している方は避難所をある程度遠慮してもらうこともあると思うのだが、そこで発熱している人を避難所に入れることができないということだけでは、実際にはコロナ対策にはなっていないのかと思う。

これから、自宅で自粛している人、濃厚接触者で自粛している人がいる中で、災害が起きて避難指示が出るということもあると思うのだが、そのときは、事前にそういう方については、専用に避難所を開けておくところを準備しておかないと、そういう人たちも皆いっせいに同じ避難所に来てしまうと、感染症対策はなかなか難しいと思う。これは個人情報もあるので、行政が把握するのなかなか難しいところがあるが、やはりコロナ禍における避難所の運営を考える中では、感染者に対する対応とか情報とかを行政が事前に持っていないといけないと思うし、避難所を分けるような体制も事前にとっておかないといけないと思うのだが、そのあたりは考えているか。

- 危機管理部長**（近持剛史君）委員の指摘については、そのとおりだと思っている。また、実際に濃厚接触者は増えてくるものと考えている。そうすると、自宅待機——濃厚接触者でなくても2週間の自宅待機ということもあるので、そういう方が避難所に来られないというのは、確かにそのとおりだと思うところもある。

そういう方については、先ほど言った体育館ではなくて、専用のスペースを設けるなど、そういう対応が重要だと思うので、検討をさせていただきたい。健康福祉部と保健所と連携をと



って、コロナの疑いがある方が避難所に来た際には、そこで連携をとって、専用のところに移ってもらうとか、そのような体制について、考えさせていただきたい。

以上である。

- **2番**（鳥居康子君）避難所の質疑に関連することだが、11施設、学校の体育館などを開設するということだが、これから市民の皆さんにそこが開設しているということをお知らせすることが必要かと思うが、その辺の市民に対する事前の準備や、避難準備情報、避難指示など段階に応じてあると思うが、市民への周知をどのように考えているのかをお伺いする。

もう一つ、感染者の情報発信のあり方についてだが、ここで……。委員長、感染経路とか、ここはあくまでも情報発信のことだけか。

- **委員長**（井戸清司君）暫時休憩する。

午前10時29分休憩

---

午前10時30分再開

- **委員長**（井戸清司君）再開する。

- **2番**（鳥居康子君）情報発信のあり方で、最初に伊東で確認された感染者と2例目の感染者であるが、客観的に見て、最初の方のときには市民の中でもかなり動揺が見られて、プライバシーに関わるようなことも多分にあったと、自分も含めて反省するところではあるが、メルマガ等で、誹謗中傷の防止の文章を入れていただくことで、最近、確認が感染された方については、市民の皆さんのプライバシーを守るとか、差別をしないと、1例目と2例目ではかなり温度差があったのかと思っている。その辺について、危機管理部ではどのように把握されているか。

- **危機管理部長**（近持剛史君）まず、1例目と2例目の差というか、そのことについて申し上げる。1例目については、5月10日前後のことであって、経済活動を再開するときの目のタイミングであったので、市民も伊東で初めて感染が確認されたということで、かなり大きなショックを感じたと思う。感染経路についても、十分な予防をしていなかったということで感染したという経緯があったので、こちらについては、市にもかなりの苦情や誹謗中傷等があった。2例目については、5人の方が感染しているのだが、こちらについても感染経路としては、あまり配慮がされていなかったような点があるのかもしれないが、市民については、経済活動が再開し始めて、感染者が出てもしょうがないのかもしれないという感覚があったのかはわからないが、市に対してそういう苦情や誹謗中傷等は少なかった。

これについては、いろいろな事情があるので一言では言えないが、市民もコロナに対しての認識が変わったというか、感染者が出てもしょうがないという部分があるのかもしれないと思っている。また、九州の大雨のことがあったので、そちらのほうが目されていたということも

あるかもしれないが、かなりそういう面では情報が出ていると思う。誹謗中傷については、市が出す情報よりも市民のほうからいろいろな情報が出ていて、それが折れ曲がっているいろいろな枝葉が出て違う形になっていることもあるので、市のほうは限られた情報しかないが、しっかりとした正確な情報発信をしていきたいと思っている。

以上である。

- 危機対策課長**（吉崎恭之君）開設する避難所をどのように周知していくのかという広報の部分についてだが、今までもメルマガの中で開設避難所については、11か所になるということで、今までも広報はしてきたところである。広報いとうの7月号にもコロナ禍における避難所の運営について、1ページ使ってお知らせをしているところである。また、実際に避難準備情報や避難勧告を出すときには、同じように11か所を全部開設することもあるし、例えば、対島地区に土砂災害が発生する可能性が高くなっているというときであれば、そちらのほうの避難所だけを開設するということもあるので、その辺は情報の中で、どこの避難所を開設するのかとわかりやすいように周知をしていきたいと考えている。

また、まだ伝わっていないという状況も考えられるので、例に挙げると、八幡野コミセンについては八幡野小学校に切り替えているので、知らずに八幡野コミセンに行ってしまった方が、八幡野小学校に避難場所が移ったということがわかるように、玄関に何か貼り紙をすとか、そういう工夫もしていきたいと考えている。

以上である。

- 5番**（佐藤龍彦君）前回、台風で当初の避難所に避難者があふれてしまって、後で体育館を開設することになったという経緯があったと思うが、コロナに関して、ソーシャルディスタンスを確保していくときに、あらかじめ体育館を避難所として開設するのか、それとも一旦、ほかの避難所を開設してから開設するのか、そのあたりはマニュアル化されているのか。あと、その周知であるが、先ほど貼り紙をすとのことであつたが、もう少し早めに知らせられる方法を考えているか。

- 危機管理部長**（近持剛史君）避難所については先ほど説明させていただいたとおり、今回は最初から体育館を避難所として開設する。マニュアルもあるので、必要があればこれを議員にも提供する。広報については、先ほど課長からも説明をしたが、今回、7月の広報の最初のページで大々的に取り上げさせてもらっている。また、8月にも同じような内容で広報させてもらって、市民の方には何回か周知させてもらうような対応を考えている。

以上である。

- 副議長**（中島弘道君）避難所の関係だが、例年9月1日にやっていた防災訓練が、今年は実施が難しいということであるが、そういう中で、避難所も新たな指定の仕方に変わるということ

もあって、市民の方も戸惑うことが心配されて不安である。本当に防災訓練は中止のままでいいのか、最低限町内会とかで子供たちに実際はこういうふうになるとか、説明をするような機会があってもいいのではないかと考えているが、いかがか。

○**危機対策課長**（吉崎恭之君）現時点で、町内会長を対象にした説明会のようなものは考えていないのだが、21日にやる区長会の中で、区長を対象にした避難所運営のあり方というのを三、四十分いただいて説明させていただきたいと思っている。その中で、区長からいろいろと要望が出てくるのかと思うので、こういう周知の仕方をしてほしいとか、そういうことがあれば、柔軟に対応していきたいと思っている。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

以上で危機管理部の報告を終わる。

次に、健康福祉部の報告を求める。

○**健康福祉部長**（松下義己君）健康福祉部については、13ページからの「医療福祉に係る事項」として、医療体制、子育て支援、生活困窮者対策として提言をいただいているので、それぞれの項目について、各課長から対応状況等の報告をする。

○**健康推進課長**（大川貴生君）提言の「5 医療福祉に係る事項について」の「(1) 医療体制の構築、感染経路の追跡について」説明させていただく。

感染経路の追跡については、本市で陽性患者が発生した場合は、熱海保健所において陽性患者からの聞き取り等による濃厚接触者の確定やPCR検査等の疫学調査を実施することとなっているが、県からの協力要請があった場合は、積極的に協力していく。

なお、新型コロナウイルス感染症対策における医療体制の構築については、市民病院においては、感染が疑わしい方が受診される場合には、入口での検温や発熱者を専用の診察室等へ誘導するなど、ほかの患者と接触しないような対応を行っている。面会制限についても強化を図っており、患者1人に対し家族の内1人のみの面会とし、5分程度とさせていただいている。

今後、感染者が拡大し、県内の感染症指定医療機関でベッドが足りなくなった場合には、当然、市民病院にも受入れ要請があると思うので、受入れられる症状の程度や人数、入院ルートや対応するスタッフの配置等について、院内での体制を整え、感染者拡大に備えているところである。

「(2) 感染者用病床数の情報提供について」である。

陽性患者の入院受入可能病床数や軽症者療養施設となる宿泊施設等については、静岡県において拡充を進めており、5月28日現在、県内の入院受入可能病床数は、感染症指定医療機関

を含む200床が確保され、また軽症者療養施設においては、中部地区に155室が確保されており、東部地区内においても100室程度の確保に向け調整が進んでいるとのことであるが、入院医療機関名や帰国者・接触者外来、地域外来・検査センターなどの詳細な内容については、ガイドライン等で原則公表しないものとされているので、公表に当たっては、県に確認をする中で、公表できるものについては公表していきたいと考えている。

なお、市民への情報提供の重要性は認識しているので、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、市対策本部からの情報発信として、正確な情報をより迅速に市民に提供しているところである。

「(3) PCR検査等を実施する専用施設の確保について」である。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応については、これまでと同様、最初に帰国者・接触者相談センターに相談し、必要であれば帰国者・接触者外来においてPCR検査を受けることとなっている。

さらに、これまでのルートに加え、伊東市医師会のご尽力をいただき、6月17日から立ち上げて運営している地域外来・検査センターにおいては、医師会の診療所でPCR検査が必要であると診断された方のPCR検査を実施していただいている。

引き続き、熱海保健所や市民病院、医師会と連携して、今後の感染者拡大を視野に入れた体制づくりに取り組んでいく。

「(4) 医療機関等への物資の支給について」である。

市民病院において必要とされている防疫用品については、国の医療機関に対する防疫用品の配布、市民病院における随時購入、また民間企業からの寄附等をいただきながら、現状では、サージカルマスクやアイソレーションガウンなどは7か月程度、手指消毒用アルコールは1年以上の必要数は確保できており、N95マスクや検診用手袋などでも3か月程度の必要数の確保ができていますが、引き続き、今後の感染拡大に備えて防疫用品の確保に努めていく。

「(5) 新たな生活様式の励行、ガイドラインの作成について」である。

新しい生活様式の定着については、国の基本的対処方針や静岡県実施方針において示されているところであるので、本市においても、ホームページ等を活用して、より市民に情報提供できるよう、努めていく。

また、ガイドラインの作成については、既に業種ごとに策定された「業種別ガイドライン」が国のホームページに掲載されているので、利用者の必要とする状況に応じたガイドラインを参照していただけるよう、情報発信に努めていく。

さらに、インフルエンザ等の感染症対策については、予防接種法に基づいた高齢者用予防接種事業として、新型コロナウイルス感染症での重症化が懸念されている65歳以上の希望する

高齢者の方を対象として実施する。例年10月から接種を受けられるよう予定しているので、事業実施に向けて準備を進めていく。

「(7) 医療・介護従事者への支援給付金の体制づくりについて」に移る。

政府が閣議決定した新型コロナ対策の2次補正であるが、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業については、県を通じて制度概要が示されており、医療機関等に勤務する職員に対し、実際に新型コロナウイルス感染症患者に対応した場合などの条件によって、1人20万円、10万円、5万円などの慰労金を給付するものである。

申請の手続や交付金の振込みについては、県と医療機関等において、直接やり取りすることになっている。

申請の手続については、医療機関等の施設ごとに申請書を取りまとめ、県の指定する窓口へ提出するようになっているが、詳細については、市としても情報が入りしだい医療機関等へ情報をお伝えしていきたいと考えている。

健康推進課からの報告は以上である。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）ただいま説明があった報告のうち、「(4) 医療機関等への物資の支給について」、介護・福祉の事業所に関して補足する。

介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等については、定期的にマスク・消毒液等の備蓄量の確認を行い、その調査を基に、3月下旬に医療ニーズの高い訪問看護事業所等にマスクを配付したほか、4月上旬以降に、国から全事業所の職員及び利用者を対象に再利用可能なマスクが配付され、また6月下旬以降、アルコール消毒液と、再度マスクの配付が行われているところである。

これらの消耗品については供給が安定してきているところでもあり、現状では備蓄が逼迫している状態ではないが、今後、第2波も懸念されるため、国県と連携を取り、引き続き感染拡大の防止に努めていく。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）「(6) 低所得のひとり親世帯等を対象とした臨時特別給付金について」である。

低所得のひとり親世帯等への臨時特別給付金については、市議会6月定例会において説明させていただいたとおり、大きく基本給付と追加給付の2通りに分かれ、現在、その支給や手続に向けた準備を進めており、申請の必要のない基本給付については、受給拒否のための届出書の受付期間を設け対象者へ通知し、その受付期間経過後、7月末には支出手続が完了する見込みである。

申請を必要とする基本給付の対象者と収入が減少した追加給付の対象者等については、8月から開始する児童扶養手当現況届の手続の際、あわせて本給付金の申請ができるよう準備を進

めており、申請後は速やかに支給できるよう努めていく。

また、独り親ではないが児童扶養手当の申請をしていない方など、市に情報はないが、本給付金の対象者になり得る方に対する周知については、広報紙、市ホームページでの周知のほか、窓口での案内や新聞掲載等により対応し、さらには国において、8月からテレビCMを放送予定であることも伺っている。

相談等があった場合には、その方の現状をよく把握して本給付金の対象者であるか否かを確認するなど、本給付金を有効的に活用し、対象者が漏れなく受給できるよう努めていく。

「(8) 本市独自の給付金措置について」である。

本市独自の給付金措置については、国が第1次補正で実施した特別定額給付金のほか、児童手当受給者へ対する「子育て世帯への臨時特別給付金」や、第2次補正で実施した児童扶養手当受給者へ対する「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」を実施するとともに、さらには、本市独自の制度である誕生祝金を令和2年4月から一律5万円に増額し、出生者に対して支給しているので、その各種給付金等の中で対応していただきたいと考えている。

また、給付金制度ではないが、本市独自の取組として、財政的に非常に厳しい状況ではあったが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子育て支援医療費助成事業の自己負担を実質4月に遡って撤廃したことについても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う改正であることもご理解いただきたいと考えている。

今後についても、新型コロナウイルス感染拡大等の状況による国の動向等を注視し、国のさらなる給付金措置等があった場合には速やかに対応できるよう努めていく。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）「(9) 生活困窮者自立支援などの相談窓口について」である。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、生活困窮者からの相談については、困窮者の状況に応じて、生活資金の貸し付けである緊急小口資金の紹介やアパート代などを補助する住居確保給付金、家計改善の支援、就労相談などを実施してきたところである。特に、新型コロナウイルス感染症対策として制度が拡充された住居確保給付金については、昨年度は年間2世帯の利用であったが、本年度は6月末までに51世帯から申請があり、家賃補助を実施しているところである。

7月に入り、困窮者からの相談件数は若干落ち着いてきているが、雇用環境は依然として厳しい状況にあることから、今後には備え相談体制を強化するために、窓口である「くらし相談センター」へ早期に職員増員ができるよう進めているところである。

○**委員長**（井戸清司君）これより質疑に入る。発言を許す。

○**3番**（杉本一彦君）感染経路の追跡について伺う。県の保健所の指導により協力していくという状況だと思うが、実際には県が発表している内容を聞いても、本当にこれが追跡できている

のかと不安を感じる。

先日も熱海で感染者が出たときに、本人たちの希望で性別も公表されない。お店も公表されない。ところが、その日にそのお店に行った人は保健所に相談するようというような説明があったのだが、あの説明ではどこのお店がそうで自分が行ったのかなんてわからないわけである。保健所がそこに来た人を捉えていれば、その人に連絡しておそれがあるので検査をすることができるのだが、それはできない。実際に、熱海の保健所に伊東市内の飲食店とかを全て対応するというのは難しいところがあると思う。

最近、私も市内の飲食店に行くと、たまにだが、毎日来店したお客さんのデータ、名前を書いたり、差し支えなければ電話番号を書いたりなど、お願いできるかということを書くのだが、ああいうものに地元が、店舗に協力することで、感染した人が何日にどこに行ったとか、これは東京の人でもいいので、行ったとしたらその日に来た人の名簿があれば、その人は濃厚接触者の可能性とかもあるわけである。そういうことも含めて、もう少し保健所、行政がクラスター感染の防止のためにそういったことができると。本来であれば、接触アプリとか、皆が登録してくれてそれでわかるようになればいいのだが、実際には難しいので、すごくアナログ的で簡単ではないかもしれないが、そういう取組というか、それを促していざというときには協力をしてもらい、そういうような取組を進めてほしいと思っているのだが、そういう検討は今までにあったのか教えていただきたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）追跡調査については、所管する保健所が担うことになっていて、主には、本人からの聞き取りにより行動歴を確認して調査をしていると思う。どこまで公表されるのかということについては、やはりご本人の了解とかで、公表される部分やされない部分があると思う。保健所からも、市に影響する部分——例えば、陽性感染者が出たとか、情報をもって直ちに市民にお伝えするような対応はしているので、追跡調査をどのようにやっているのかということについては、保健所の管轄になるので、我々としては保健所からもらった情報を速やかに市民に伝えるということに努めていきたいと考えている。

○**3番**（杉本一彦君）私の一つの提案として申し上げておく。これからも市内の飲食店に東京などからお客さんが来るわけである。そうすると、誰がどこに行ったのか、東京の人とかはお店の名前を覚えていないということもあると思うが、でもその人がその日にお店に行ったということがわかれば、保健所としてかなり追跡をするヒントになると思うので、そういうことを提案していただきたいと思います。

「(2) 感染者用病床数の情報提供について」だが、最近東京でもまた感染者が増えてきて、第2波なのではないかという話も多くなってきているが、実際は、ほとんど症状のない若い人たちの感染者が増えているということで、実際に医療現場ではどうなのかといった場合に、重

症者が何人で、隔離病棟が六百いくつ使っているということで、まだまだ空き状況としていっぱい空きがあることが分かることによって、感染者数は検査数が増えることによって増えていく、増えている、でも一番心配なのは医療機関とか隔離施設のキャパがどうなっているのかということが、日頃から分かれば安心することもあると思う。私も東京の状況を聞いて安心したのもある。これから検査も積極的にやっていくと思うし、人が動いてくるので間違いなく伊東でも増えてくるわけである。そのあたりも保健所の判断になることと思うが、せめて静岡県の東部とかで、空き状況、隔離施設の状況とか、自分がかかってもまだ大丈夫という安心を与えればいいと思うので、そのように進めてほしいのだが、そのあたりの情報提供については、どのような形になっているのか。

- 健康推進課長**（大川貴生君）県で取りまとめて発信している情報になっている。県のホームページ等では、陽性患者数が96名のうち、入院している方が13名、そのうち13名が軽症、重篤な方がゼロ、退院された方が82名というような、検査の陽性患者の状況ということで、県のホームページで発信がされている。先ほどの陽性患者が出たときの数字を反映しながら、今現在、7月14日の19時30分更新ということで情報が出されているので、県でもタイムリーな情報発信をしているので、そういうところをご覧いただければ分かるということを市民の方にお伝えすることもできると思う。
- 3番**（杉本一彦君）県は情報発信をやってくれているということである。伊東市もまめに毎日発信する中で、かぶせて、伊東もそういう県の情報を出して広く市民に知ってもらうこともできると思うので、やっていただきたいと思う。
- 2番**（鳥居康子君）感染経路の追跡ということで、あわせて伺う。伊東でも感染者が確認されたということで、その経路も保健所の聞き取りでということになるが、例えば、利用した飲食店とかその辺が定かではなくて、市内の飲食店の協力を得るような形というのは、何時くらいにこういうお客さんが来られたケースはあるかということの発信のような、あれするかということを確認したいと思う。

PCR検査の関係なのだが、当初のコロナの検査というのは、あくまでも専用の外来施設に電話で対応するということが大前提だったと思うが、本市で発症した1例目や2例目を見ると、普通の診療所や病院に行って、解熱剤とかそれぞれ対応してもらって、その後になかなか治らなくて、病院を何か所か行くということがある中で、最近、国の検査体制がだんだん整って、病院のほうも体制が整ってきているので、そこの外来というかセンターに直にということではなく、身近な医療機関で検査ができるという、少し検査がしやすい状況になったと思うのだが、私たちは、熱があつたり、のどが痛かったり、味覚が、ということがわかった時点、熱だけとかいろいろあると思うが、心配な状況のときに、まずはかかりつけだったり、どこに最初に相



談するべきなのかというのが……センターだと、当初は何日間か様子を見るようにとか、そういうのがあったと思うのだが、身近なところで相談するのが、市民としては早く検査してもらえば安心感につながると思うので、具合が悪くなったときに、どこに最初に相談するべきかということを確認したい。

- 健康推進課長**（大川貴生君）まず2点目のどこに受診をしたらいいのかということについてだが、ご本人が、濃厚接触者と関わっているとか、例えば東京に行っていて帰ってきたら体調がすぐれないとか、自分の中で自覚があるようであれば、まずは相談センターのほうにかけていただいて、自分の行動歴等を相談する中で、医療機関を受診するようにとか自宅で待機するようにとか、指示を受けていただくような形になる。それはまず、ご自身がそういう認識があれば、それが一番いいかと思う。

通常の風邪かどうかが不明な場合には、まずはかかりつけ医を受診して、症状を診ていただく。その中で、ドクターのほうで、検査を受けたほうがいいのか、検査が不要なく風邪の症状として、普通どおり薬を処方するのか、先生の判断で検査を受けるかどうかということになる。陽性患者との接触があったりとか、心当たりがある場合には相談センター、通常の風邪の場合にはかかりつけの診療所等で先生に判断をしていただく、そのような形でを受けていただくのがいいかと思う。

1点目の店舗の利用者数の発信等についてだが、それについては、追跡調査の中で該当する店舗があれば聞き取りをする中で調査をしていくことになると思うので、前もって利用者が何人いたとかの発信はないと思うので、追跡調査の中で調査されていくことになると思う。

以上である。

- 委員長**（井戸清司君）暫時休憩する。

午前11時 3分休憩

---

午前11時 4分再開

- 委員長**（井戸清司君）再開する。

10分間ほど休憩する。

午前11時 4分休憩

---

午前11時12分再開

- 委員長**（井戸清司君）再開する。

- 2番**（鳥居康子君）症状が出た場合のご説明が濃厚接触者と、それから出てない方の考え方とか、かかるところが違うというようなご説明であったが、以前は、発熱している人は普通

の診療所では受け付けないということがあったと思う。そこが今、まだ続いているのか、続いていなくてああやって、市内で感染した人たちは何か所か行っているの、普通の熱だったりとかであれば、最初の受け付けないという感じからは大分検査が……熱があるから違うところで、普通の病院でもインフルエンザのときには違う部屋と言われるので、自分が濃厚接触した記憶がないというときには、普通の診療所に行っていっていいということか。

- 健康福祉部長**（松下義己君）コロナウイルスの関係でどこに診療に行っていいいのかということだが、自分に疑いがあれば保健所に連絡してもらって、そこから接触者の外来とか医療機関で診察を必ず受けなければならないので、そういうところを紹介されて、検査をするかしないかの判断がされる。基本的なルートは同じなのだが、受けられる受けられないといった、最初は厳しい条件があったが、それが今は緩和されているので、軽い症状であっても、特に高齢者や妊婦などリスクが高い方は、積極的に相談してもらって、できるだけ早く受診して、検査を受けるとい、緩和されてそういう流れに変わってきている。

それ以外にも、伊東市でも医師会がPCR検査のセンターを立ち上げたので、かかりつけ医のところに行くと、症状を診て検査が必要ということであれば、医師会が運営している検査センターのほうにもって行って、検査を受けられるという体制が構築されているので、コロナウイルスに関しては、初期症状が風邪と変わらないので、診察をしてもらって状況を確認して、それが検査を受けたほうがいいということで先生が判断すれば、速やかに検査に回すような体制は整っているの、自覚があれば、特にコロナにかかっているかもしれないということで、感染経路に不安がある状況でなければ、まずはかかりつけ医の先生のところでも風邪の症状ということで受診して、状況を判断してもらって検査をしてもらおうというそういう流れになっているので、かかりつけ医の先生のところに行ってもらえれば大丈夫なようにはなっている。

以上である。

- 1番**（佐藤 周君）医師会の協力を得て市内にPCR検査ができるセンターが開設されたとのことで、とてもありがたいことだと思うが、そこで質問したいのが、実際に6月17日から開設されて、PCR検査の実績はどれくらいなのかと。部長の説明によると、市内の医療機関で受診して、疑いがある場合にはそちらの検査センターで検査するということが確立されているとのことであるが、もし、疑いがあるという患者がいた場合に、いきなりセンターに連絡をするのはなかなか勇気がいることだと思う。なぜなら、感染しているということが分かれば、誹謗中傷を受けるということがあれば、できればそうあってほしくないと思うことから、一般の診療所に行き薬をもらって治ればいいと、そのように思ってしまうのが人間の心理だと思う。だからこそ、そこに行き、そっちで疑いがあると医師に診断されて、しょうがないというところだと思うので、自らコロナの疑いがあるから検査を依頼するという気持ちにはなか

なかなかないのではないかと想像した。そういうことで、市内の検査数の実績を聞きたいと思う。

○**健康福祉部長**（松下義己君）実績については課長からお答えする。コロナとして感染したかもしれないという自覚がある場合には、市内の医療機関を受診してしまうと感染が拡大してしまう可能性があるので、自覚がある場合には、保健所のほうへ連絡をして指示を仰ぎ、できるだけ感染拡大を避けるようなルートで外来のほうを紹介してもらって検査をすることになる。そうしないで、相談せずいきなりかかりつけ医のほうに行ってしまうと、待合室とかでほかの人に感染する可能性があるので、そういうことで、自分がコロナにかかっていると思っていて、風邪の症状が出ているような場合にはかかりつけ医のほうに行ってくださいということになると思うが、コロナかもしれないという自覚がある中では、ほかの人にうつさないということを考えていただいて、保健所のほうに連絡をしてもらって指示を仰ぐということが基本的な考え方になると思う。数については健康推進課長からお答えする。

○**健康推進課長**（大川貴生君）医師会で運営している検査センターの実績であるが、6月17日に開設をしていただき、これまで8日間で12人の検査がされたと伺っている。

以上である。

○**6番**（鈴木絢子君）医師会が開設したPCR検査のセンターのことだが、いつだったか、7月末までの実施期間となっていたと思うが、この期間の変更はないのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）現状、静岡県との契約ということで7月末までとして進んでいるが、直近でも市内で感染者が確認されているので、今後の延長等については、保健所も含めて検討していく形で進めていくので、場合によっては、今後も延長をしていく可能性があるが、7月末までにするのか、いつ頃まで延長するのかということについては、検討することを予定している。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

以上で健康福祉部の報告を終わる。

以上で本日予定していた当局の報告については全て終了した。残る報告については、7月29日（水）開催の本委員会において、報告を求めることとするので、願います。

以上で日程第1、提言への対応状況等についてを終了する。

---

○**委員長**（井戸清司君）当局説明員の方々においては、ただいまの報告をもち、本委員会における説明が終了したので、ここで、ご退席いただくこととする。

当局説明員の退席のため、暫時、休憩する。

午前 11 時 20 分休憩

---

午前 11 時 21 分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第 2、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応についてを議題とする。

本議題については、議長からの諮問を受け、本委員会の今後の議題として、ご協議をお願いしたく提案をさせていただくものである。

今般のコロナ禍の状況としては、全国的に、県をまたぐ移動自粛が解除され、我が国の感染者数についても、感染拡大の第一波のときと比較すると、一定程度の抑制がされている状況ではあるが、東京都では、連日、多くの新規感染者が確認されており、また、本市においても、先日、新たな感染者が確認されるなど、首都圏との交流や来遊客が多い本市においては、依然として予断を許さない状況が続いているものと感じているところである。

しかしながら、今後、感染拡大の防止と経済活動の再開に並行して取り組むため、厚生労働省からも新しい生活様式が提案されている状況に鑑み、市議会としても、感染拡大防止に対する意識掲揚を図る中で、市議会の合議機関としての機能が停止するような事態を避けるべく、皆様のご協力のもと、コロナ禍においても議会活動を最大限保障するための対応・対策を講じていく必要があるものと考えている。

については、議長からの諮問に基づき、対応マニュアルの作成や方針の策定など、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応について、今後の本委員会の協議事項として、ご提案申し上げるところであるが、このことについて、委員の皆様から、ご意見等伺う。発言を許す。

○3番（杉本一彦君）いろいろあるが、一つだけ提案させていただく。私も最近、いろいろなところでウェブ会議で打合せをしたりする機会が増えてきて、これからはこういう時代なのかと思っていたところである。議会も今までのやり方だと、皆が集まってやらなければいけないというのが、これは当然のことではあるが、緊急時には、災害もあるし、伊東で多くの感染者が確認されたときのことも考えると、どの会議がウェブ会議にすることが可能なかはわからないが、せめて代表者会議とか、ウェブ会議で済むような、事務的な報告で終わる会議など、そういうものはウェブ会議でもできると思うので、いい機会なので、議会の中でのウェブ会議を研究してみてもどうかと思っている。

○6番（鈴木絢子君）学校でもそうだが、毎日、検温してから登校するのが義務になっていて、

議会で議員においても、検温なりして、自分の体調管理、体温の管理をしてはどうかと思う。

- **2番**（鳥居康子君）なるべく人が動かないということが大事なのかと思うが、議会としての審議をするということの重要性で、今杉本委員が言ったようにウェブ会議が大分広まってきていて、先ほどの情報政策課の報告でも外付けでできるような話があったが、役所内で感染者が確認された場合には、そういうことにならざるを得ないと思うが、そういう場合と、それからこの委員会はウェブ会議にするとか、その線引きは皆さんに委ねたいと思うが、新しい生活様式を踏まえた新しい議会のあり方ということで、工夫する場面、感染しない、広げないということが大事だと思うし、会期中にそういうことがあった場合にはどうするのかということをお考えとして、マニュアルとかを作っておくことはいいと思う。
- **1番**（佐藤 周君）杉本委員の言うウェブ会議というのは、こういう機会に新たに取り組むことは大事だと思う。ただ、オフィシャルの会議をウェブ会議にするというのは、仕組み上、ハードルが高いと思うので、まずは、会派内とかでそれぞれ試験的に打合せに使用するなど、スマホでできる話なので、そういうことからやっていけばいいのではないかなと思う。
- **3番**（杉本一彦君）かつて議会活動活性化協議会で、一人一台端末ということで、タブレットを導入してペーパーレスにするという話もあったのが、予算か何かの関係で頓挫したと思うが、今回、コロナ禍ということで、改めて早急にそういったものも、書類のやり取りはかなり多いと思うので、それがタブレット等でできればいいと思う。議会だけではなくて、当局を巻き込んでやっていくということでもう一度声を上げることも重要だと思う。
- **7番**（浅田良弘君）今回の提言については、6月3日に提言されているのだが、それから約1か月以上経って、7月22日からは予定ではあるがG O T O キャンペーンも始まることで、また新たな弊害が生じることが予測できる。なので、提言の内容も微妙に変わってくると思うので、再度の提言について考えてもらえればと思う。
- **議長**（佐山 正君）浅田委員からそのような話があったが、状況は刻一刻と変化するので、いろいろなことに臨機に対応をしていかなければいけないところである。例えば、G O T O キャンペーンも、各地でいろいろな意見が出ている状況がある中で、それでも先ほど委員長が言ったように、感染防止と経済活動の再開の両方を考えながら進んでいかなければいけない。私からも皆さんに通知をしたものがあるが、それをもう一度見直していただいて、それぞれの自己の意識を高めてもらえればと思う。また、ウェブ会議もそうだが、電話で済むことは電話で済ませる、不要不急の外出をしないなど、もう一度、考え直していただくことをお願いしたい。私と副議長は午前と午後の入れ替わりで登庁するなど、そのような形をとったりしている。皆さんもそういう思いでやっていただければと思うので、よろしく願います。
- **委員長**（井戸清司君）暫時、休憩する。

午前 11 時 29 分休憩

---

午前 11 時 29 分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

それでは、皆さんにご協議いただいたとおり、これから議会としての自主的な防止策、対応等のマニュアルについて、協議していくということが確認されたところである。ただいまの協議に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応についてを今後の協議事項とすることに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、次回の協議に当たっては、事前にたたき台を示した上で、当日、協議に臨むことができるよう取り計らうので、皆様においても、ご承知の上、ご協力のほど、願います。

以上で日程第 2、新型コロナウイルス感染症に対する議会の対応についてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第 3、その他を議題とする。

まず、(1) 次回開催日程についてである。

次回開催日程については、既に発出している招集状のとおり、7月29日（水）午前10時からとなっているので、よろしく願います。

次に、(2) その他について、委員から、何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○2番（鳥居康子君）対応マニュアルということで、議会の対応として、今たたき台という話があったが、次の29日に提案がされるのかということを確認したい。後、各部局の提言に対する報告についてだが、8月定例会までの間に、後何回ほど予定しているのか。

○委員長（井戸清司君）次回の7月29日は、まず、提言に対する報告をしていただく。その後、今ご決定いただいた対応マニュアルについては、各種委員会や議場でのこと、それから庁内または議員に感染者が出た場合など、多岐にわたることが想定されるので、その対応の協議をしていくことや、マニュアルとして残すとなると、それなりの時間がかかるものと思うので、8月以降についてもこの特別委員会において協議するべく開催していくこととなる。

ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

以上で日程第 3、その他を終了する。

---

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和2年7月15日（水）午前11時33分（会議時間1時間22分）

---

以上の記録を認める。

令和2年7月15日

委員長 井 戸 清 司